

## 医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書

県は、医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については平成28年8月より現物給付を導入する方針としているが、その他の助成制度対象者は償還払いのみである。

償還払いは、医療機関を受診した際に窓口で一旦法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県は全ての制度で現物給付を導入している。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができる。

また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要である。

以上の点から、岩手県におかれましては、県民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう要望する。

### 記

- 1 県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月17日

久慈市議会

議長 中 平 浩 志

岩手県知事 殿